

孫娘の小学校編入試験にやきもきしていたが、お蔭様にて彼女は自らがその気になっている道に進み始めた。最も彼女に天分があるかどうかは未知数であるが、あるものと信じ、応援していこうと思う。

さて、日本の近現代史には諸外国とりわけ中国や韓国との間に越えがたい溝があり、国内においても意見が割れている。曰く、靖国神社参拝、従軍慰安婦そして南京大虐殺に係る問題である。靖国神社問題に関しては、「折々の記 No36 号：元勲の大罪」において、従軍慰安婦に関しては同じく「折々の記 No69 号：独り歩きの怖さ」に既述した。残るは、南京虐殺問題であり、気にはなっていた。日本財団が主催する虎ノ門DOJOにおいて、2回南京虐殺をテーマにした講演があり、非常に参考になった。それらを踏まえ、各種のHP等での所論を参考にして整理した。

南京大虐殺とは、支那事変(日中戦争と言う向きもあるがお互いに宣戦布告はしておらず、日本側は支那事変と称した)初期の1937年(昭和12年)に、日本軍が中華民国の首都南京市を占領した際に、無辜の罪なき中国人を30万人余も虐殺したとされる事件である。中国では南京大屠殺と呼び、欧米ではNanking AtrocitiesあるいはRape of Nankingと呼ぶ。日本では単に南京虐殺、南京事件とも呼ばれる。

日中間の歴史認識が大きく異なる一大テーマである。

日本人の多くは30万人と言うのは白髪三千丈の類で事実ではないだろうが、かなりの数の虐殺が行われたのは事実には相違ないと思っているのではないかと推測される。このこと自体が、既に彼の国の術中に嵌っていると言うべきだろう。

かかる現況に鑑み、問題点を整理し、如何に考えるべきかを検討するのは価値あることだろう。

論点1：虐殺数30万人の妥当性

南京戦前後の人口の変動数から計算すると30万人を下らない、戦後の中国側調査機関の調査結果もそれを裏付けているというのが、30万人説の根拠である。

中国軍の司令官による非戦闘員の安全区(難民区)への集結命令により、城外避難者以外(政府機関や富裕層は蒋介石の命により脱出し、残ったのは兵士と貧民であった)の全ての者は国際安全区に集結し、在南京外国人の安全区委員会の認識では、その数は20万人であった。城内の安全区以外には、一般市民は殆ど居なかった。

中国側は、集団殺戮者数19万人、慈善団体による埋葬数15万人を虐殺の明白な証拠としている。先ず、19万人虐殺の裏付けとして、当初は魯某の1件のみの証言(闇夜に58,000名弱を虐殺)であったが、34万に不足したので、更に証言集めに奔走し、新規4件の証言を得た。それでも不足したので、更に証言集めに奔走し東京裁判開廷2ヵ月後に、後述する慈善団体の埋葬表とこのようにして集められた11の証言によって34万人との辻褄を合わせることが出来た。

崇善堂が11万、紅卍字会が4万だという。南京自治委員会が南京城外に遺棄された戦死体の埋葬作業を紅卍字会に委託した。崇善堂に委託したという記録は見つかっていない。紅卍字会の埋葬数は水増しされたものであることは各種の証言から明らかである。彼らの能力からは10,000体強であると見積られる。しかもこれらは城外の戦死者である。

従って、30万人虐殺に正当性は微塵もない。

日本側の虐殺派の筆頭である某教授も 30 万人虐殺は否定している。日本側研究者で 30 万人虐殺説は一人も居ない。中国側は公式見解で 30 万人と確定的に述べており、この数字以外は認めないという態度である。

論点 2：軍事行動と無関係な無辜の住民に対する殺害の有無

国際安全区委員会が 61 通の書簡に収められた 425 件の日本軍非行の中には、非行でも何でもない事件もあり、伝聞、噂話、憶測が大部分である。百歩譲って、これらをすべてクロとした場合、殺人：49 件、傷害：44 件、強姦：361 件、連行：390 件、掠奪その他：170 件であり、殺人は極めて少ない。少なくとも大虐殺は報告されていない。研究者の間でも殺害数について意見が異なっている。

論点 3：組織的な殺戮の有無

中国側が主張するように 30 万人余の大量殺戮を行うのであれば、中支那方面軍司令官以下の命令が不可欠であるが、当然ながらその様な命令等が存在する筈がない。日本が戦時国際法に縛られるのを嫌って宣戦布告をしなかったことをもって大虐殺を行う意図であったとの批判もあるがそれは可笑しい。国際法上の戦争状態になることによって米国等からの軍事物資の輸入が出来なくなるのを嫌って宣戦布告をせずに「事変」と称したのである。中支那方面軍は南京城攻略に当たり、国際法学者と協議の上 12 月 7 日「南京城の攻略及び入城に関する注意事項」を全軍に示達している。松井岩根軍司令官が東京裁判で死刑を宣告された際に『南京事件に関してはお恥ずかしい限りです』と述べたが既述の注意事項を示達し、軍紀を維持せんとしたが、それでも若干の略奪や強姦事件が惹起したことをさすのである。南京大虐殺を認めたわけではなかった。当時の陸軍は殆どが現役兵であり、郷土部隊として恥ずかしいことは出来ぬとの矜持を維持しており、且つ南京入城は世界注視の中で行われるのであり、日本軍の光輝を喧伝しようとしていたことを思うと組織的殺戮などあり得ない。

論点 4：掃討(掃蕩)作戦の是非及び実態

日本軍は、13 日から 16 日までの 4 日間、南京城内外で残的掃討作戦を実施した。この際に、民間人を装って潜伏していた中国兵を多数摘発し、その一部を処刑している。掃討作戦は、軍事作戦上不可欠なものであり、国際法上なんら問題はない。南京城の守備部隊に降伏勧告を行ったが、南京防衛軍司令官は脱出してしまったので、日本軍としては防守都市と認識して攻撃せざるを得なかった。残留していた中国兵は民間人を装う所謂「便衣兵」となり城内に潜伏していた。従って、彼等を摘発する必要があった。便衣兵は陸戦の法規慣例に関する条約(第 4 ハーグ条約)の背信行為に該当し、便衣兵の逮捕監禁は合法的行為であり、抵抗・逃亡を図る者を射殺することは許容されている。それらは虐殺とは呼ぶべきではなく、戦闘行為の一環と認識すべきである。日本軍は、掃蕩実施に関する注意事項を示達しているがそこにも当然無条件に殺害せよ等と記されていない。逮捕収容された捕虜は約一万人、その半数は労務者として上海に送られ、残りも汪兆銘の南京政府軍に編入された。

論点 5：強姦・略奪の有無

南京城内の掃討作戦において軍紀に違反して処罰を受けた者は確かに皆無ではなかったようだ。安全委員会が纏めた日本兵による略奪事件は伝聞も含め 197 件である。安全委員会による、大略奪があったとされる 12 月 12 日から 18 日までの被害届の集計結果が記載されているがとても大規模な略奪とは言えない程度である。また、安全委員

会が纏めた被害届総数は197件であるが、これなども全て日本軍の責に帰せられるべきではなかろう。濡れ衣を着せられた可能性も高いし、誤認もされたようである。

入城に先立ち前述の注意事項を示達し、ある連隊では『捕虜・外国権益に対する注意』を下達して安全区への立入禁止、外国人との寒に無用の誤解を生まないようなどと細かい注意を与えて非常に気を使っている。安全区掃蕩は指定された部隊のみであり、他の兵士は踏み入っていない。略奪など出来るはずがない。

強姦についても2万件、ある説では8千人と非難している。8千人説は、安全委員会の報告を根拠としている。記録された被害届のうち強姦事件(未遂含む)は361件である。このうち明らかに日本兵が犯人であるケースは7件であり、これ等については厳しく処断されており、厳しすぎるとの不満が部隊にあった。また、記録された全ての件数を日本軍が犯したとは言えない。そこには誤解や誤認があり、濡れ衣も偽装もあったのである。

論点6：各種証言等の検証

南京事件に関しては、東京裁判に提出された証拠類以外に各種の証言等がある。これ等の真偽を見極めることも重要である。

① 欧米人の目撃証言の実態

南京陥落後に南京に居た外国人は安全区委員会のメンバーを中心とする20数名であった。南京に居なかった外交官やジャーナリス等の証言や記録等は、結局は安全委員会の委員が情報源である。しからば、安全委員会が把握した日本軍の暴行記録では、400件余りの被害届のうち殺人事件は25件(被害者49人)であり、この中でも目撃証言は2件に過ぎない。殺害事件の中には便衣兵射殺も含まれており、合法である。即ち証言等の多くが伝聞であることは明らかである。

② 特派員や記者が撮影した映像からは、とても大虐殺があったとは思えない南京城の風景である。長崎の原爆資料館の写真や欧米の映画のシーンなど明らかに日本軍ではないし、実写ではない。その様な類の写真が満ち満ちている。悪意に満ち、日本を殊更の貶めんとする意図は明白である。中でもアイリス・チャンが集団強姦のために強制連行している証拠写真として使用した写真は南京事件一ヶ月前の日本の写真週刊誌の中の一枚であり、全くの偽物である。秦郁彦氏が明確に立証した。他にも同様の写真があるが、何れも南京虐殺を証明するものではないことが立証されている。

東中野修道氏らの検証チームによって南京虐殺の証拠写真は何れも否定されている。

③ 日本人ジャーナリストの証言

殆どのジャーナリストが虐殺はなかったことを証言しているが、その中で3名のみが目撃したと証言しているが、それらの証言は偽物であることが証明されている。

④ 従軍兵士の証言

東中野修道氏編著「南京「事件」研究の最前線 平成17・18年合併版」によれば、松岡環編著「南京戦 閉ざされた記憶を尋ねて一元兵士102人の証言」(平成14年8月発行)に匿名で登場して南京虐殺等を証言する兵士の102名の証言には疑義があるようだ。氏等は元兵士にヒアリングして、その証言内容を詳細に分析している。著者や聞き手の軍事知識の無知による誤解・曲解も多々あり、証言内容を意図的に曲げたりしていることが明らかである。元兵士たちの疑惑の証言として、トリックの数々、勝手な流用、強姦は軍の罪ではなく個人の罪、33連隊第3大隊は城内に入っていない、梶谷日記との矛盾、等の項目について論証してある。兵士の証言のみであり、全体を知りうる立場の将校の証言がないことも異様である。まして、戦後相当期間が経ってからの証言であり、証言内容を証拠によって確認した形跡もない。全く、一読だに値

しない著作であることが明らかである。残念ながら針小棒大な面はあるにしても事実に近いことはあったのではないかと多くの日本人が誤解すること可能性無きにも非ずであり、それが怖い。

⑦ 虐殺された遺体は何処に消えたか？

30数万にも及ぶ遺体を、人知れず処理することが現実問題として可能であろうか。

論点7：日本軍高官の証言・記録等に関する検証

虐殺肯定派が最も引用するのが、日本外務省東亜局長であった石射猪太郎氏の日記である。彼は上海から届く来信に基づき、「わが軍の暴状・・略奪・強姦目も当てられぬ惨状」と記したのであり、安全区委員会からの被害報告を根拠としているのである。

岡村寧次大将の回想録にも同様記述があるが、伝聞であり、略奪・強姦とあり虐殺があったとは記していない。

当時の軍司令官であった松井岩根大将が「恥ずかしい限り云々」と証言した事は事実であるが、略奪や強姦をした部下が居たことを反省したのであって、南京大虐殺は最後まで否定し続けた。

論点8：虐殺範囲の拡大

南京城内で大虐殺があったと主張していたものが、旗色が悪くなるや、南京城内外と逐次に範囲を拡大しつつあるやに見える。

論点9：捕虜殺害に関する

日本軍は捕虜殺害の方針であり、その方針に基づいて大量の捕虜を殺害したと非難しているが、果たしてそうだろうか。“捕虜は他列国人に対する如く必ずしもこれを後送監禁して戦局を待つを要せず、特別の場合のほかこれを現地または地方に移送して釈放して可なり”即ち銃器を取り上げて釈放するというのが基本的な考え方である。特別の場合は所謂便衣兵に対する場合である。南京城内に収容された捕虜は労務者となり、他に移送され或いは汪兆銘政府の軍人となっており、殺害されていない。各部隊が確保した捕虜は現地釈放されている。幕府山の14,000の捕虜を命令により虐殺したかの如くに毎日新聞や朝日の本多勝一記者が書いたけれども、都合の良い部分だけつまみ食いされた記事であり、釈放された残りの半数程度の捕虜が暴動を起こしたために千名以上を射殺した。

論点10：当時の国際認識はどうであったか

当時の国民党政府、国際連盟等の認識はどうであったか。大虐殺があったのであれば当然問題になっていた筈であるが、国際社会では一切それらに係る話題はなかった。

国民党政府は当然口を極めて罵る筈であるが、取上げていない。

結言

巷間言われるような南京大虐殺は無かったことは自明である（勿論殺人や略奪・強姦が皆無だったとは言わないが・・・、）少なくとも組織的計画的な大虐殺はなかった。

問題は、わが国政府に係る歴史認識を是正しないということである。教科書問題は内政問題であるというのみでは埒が明かない。堂々と主張すべきは主張すべきではなかろうか。無用の贖罪意識は捨てるべきである。更に、中国の宣伝戦に負けぬよう世界に向かって日本の主張を発信しなければならない。その内解ってくれるなどと悠長なことを

言っていると日本人は虐殺を認めていると誤解されてしまうこと必定である